

## 事務検査に関する決議

地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

### 記

#### 1 検査事項

御前崎ケーブルテレビ施設管理運営に関する事項

#### 2 検査方法

- (1) 関係書類及び報告書の提出を求める。
- (2) 検査は、地方自治法第 109 条及び御前崎市議会委員会条例第 5 条の規定により設置した「御前崎ケーブルテレビ施設管理運営に関する調査特別委員会」に付託して行う。

#### 3 検査権限

本議会は、1 に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を「御前崎ケーブルテレビ施設管理運営に関する調査特別委員会」に委任する。

#### 4 検査期限

御前崎ケーブルテレビ施設管理運営に関する調査特別委員会は、1 に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

#### (理由)

ケーブルテレビ事業は、市民生活と地域社会に重要な役割を果たす公共性の高い事業であり、その施設管理運営の適正性を調査することは本市議会の責務である。平成 31 年 4 月の伝送路改修工事負担金契約の締結に至った経緯と、その後の事務処理、及び株式会社御前崎ケーブルテレビの経営状況等の実態を解明するため、事務検査を要するものとし決議する。